

静岡県浄化槽法定検査に係る指定検査機関の指定に関する要領

第1 目的

この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第57条第1項に定める法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の業務（以下「検査業務」という。）を行う者（以下「指定検査機関」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

第2 申請者の資格

指定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第55条第1項各号の要件を満たしていること。
- (2) 規則第55条第2項各号に該当しないこと。
- (3) 県内全域において検査業務を行うことができる者であること。

第3 指定する期間

知事が指定する期間は、3年とする。

第4 申請者の募集

申請者の募集は、従前の指定検査機関の指定期間が満了する日の40日前までにくらし・環境部環境局生活環境課のホームページにて行うものとする。

第5 指定検査機関の選定

くらし・環境部環境局生活環境課において第6の審査基準に基づき審査の上、指定検査機関を選定する。

第6 指定の審査基準

知事は、法第57条第1項に基づく指定に当たっては、規則第55条第1項規定する指定の基準に関して、次に掲げる事項をもって審査を行うものとする。

- 1 職員、設備、検査業務の実施の方法その他の事項についての検査業務の実施に関する計画（以下「検査業務実施計画」という。）（規則第55条第1項第1号関係）
 - (1) 検査員一人当たりの年間検査基数が適切に設定されていること。
 - (2) 検査業務に要する車両・機器等、水質分析に要する機器等が適切に整

備されていること。

(3) 検査業務実施計画に次に掲げる事項が記載されていること。

ア 検査業務のフロー、項目及び方法

イ 検査業務後の措置

ウ 総合判定基準

エ 検査時における留意事項

オ 検査員の安全対策及び衛生対策

カ 検査基数確保のための施策

キ 効率的な検査体制の整備方針

ク その他適正な検査業務の実施に必要な事項

2 検査業務実施計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎（規則第 55 条第 1 項第 2 号関係）

(1) 経理的な基礎は、財産目録、貸借対照表、事業計画書、収支予算書等の関係書類から、検査業務実施計画が適正かつ確実に行うに足りると判断されるものであること。

(2) 技術的な基礎は、検査業務の適正かつ確実な実施に必要な検査員及び検査業務の管理（精度の確保に関する業務を含む。）が置かれていること。

3 検査業務の実施（規則第 55 条第 1 項第 3 号関係）

検査業務実施計画が、県内の浄化槽設置基数や地域特性等の状況に照らし、適切に策定されていること。

4 検査の手数料の額（規則第 55 条第 1 項第 4 号関係）

(1) 積算根拠を明確にした上で、適正な額に設定されていること。

(2) 損益の均衡を図り、法人として健全な運営に必要な額以上の利益を生じないものであること。

(3) 他都道府県における検査の手数料の額と比較して突出していないこと。

5 検査員の配置（規則第 55 条第 1 項第 5 号関係）

浄化槽の検査に関する専門的な知識、技術及び 2 年以上実務に従事した経験を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 20 条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者が、検査拠点ごとに適切に置かれていること。

第 7 規則第 56 条に基づく指定の付款

知事は、規則第 56 条に基づき、指定に当たり必要な条件として、次に掲げる事項のほか、検査業務の適切な実施に必要な事項を付することができるものとする。

1 名称等の変更の報告

指定期間中に法人の名称、所在地又は役員を変更したときは、変更後 30 日以内にその旨を報告すること。

2 検査業務の記録の保管等

検査業務の記録を作成し、これを 3 年間保管するとともに、知事が検査業務の実施に関する報告を求めたときは、速やかに報告すること。

3 事業年度ごとの報告

毎年、前年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、事業年度終了後 90 日以内にこれを報告すること。

4 検査の手数料の額の変更

検査の手数料の額を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

5 検査業務の休止、廃止等

指定された検査業務の全部又は一部を休止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

6 指定の取消し

知事は、指定検査機関が規則第 55 条第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、指定を取り消すことができること。

7 維持管理の不適正な浄化槽の報告

検査業務の結果、浄化槽の維持管理が不適正と認めるときは、当該浄化槽が設置された地域を管轄する健康福祉センターの長（政令指定都市及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 56 号）第 2 条第 1 項に基づき権限が移譲された市にあっては、その市長とする。）に当該浄化槽の検査業務の記録の写しを添付の上、速やかにこれを報告すること。

附則

この要領は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 2 月 10 日から施行する。